一　般　要　望

要望先：滋賀県県民生活部　県民活動生活課

一般要望（新規）

地籍調査事業について【国への要望】

［ 要望内容 ］

都市部官民境界基本調査については、平成２４年度から平成２７年度にかけて国が事業主体として実施されていたが、平成２８年度からは実施しないとのことである。

地籍調査事業進捗の観点から、引き続き、国が当調査の事業主体となるよう働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

［ 位置図 ］

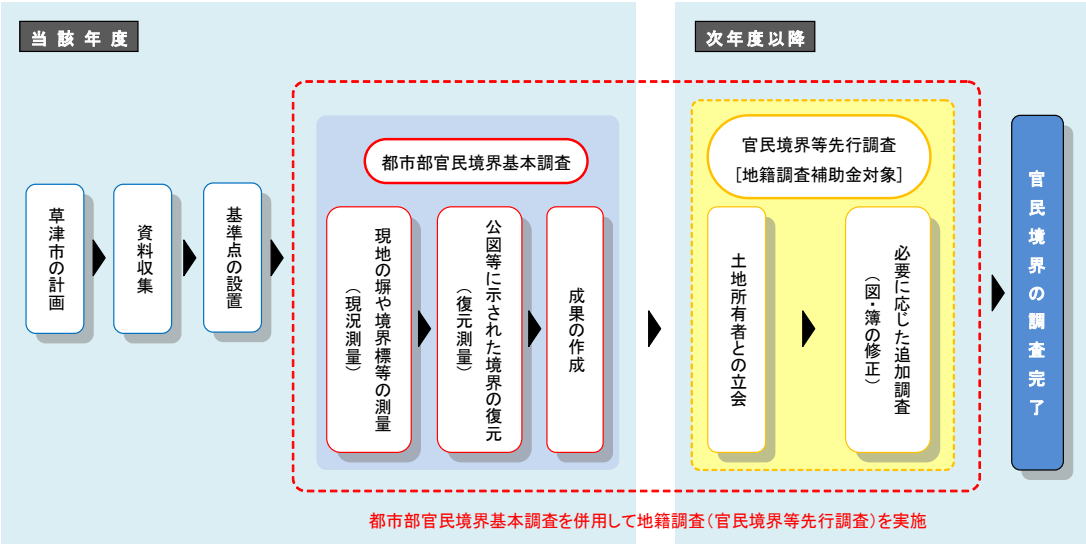

［ 現状と課題 ］

現状の人員体制と予算で地籍調査を進めるためには、国が行っていた基本調査と市が行っていた先行調査を年度毎に順番に行う必要があり、国が基本調査を実施されなくなると、地籍調査の進捗に遅れが生じる。

［ 事業実施による効果 ］

地籍調査を実施することにより、土地に係る多くの行政活動や経済活動および大地震や水害等の災害復旧を円滑に進め、かつ、正確な財産管理ができる。

草津市建設部土木管理課

要望先：滋賀県健康医療福祉部　健康医療課

一般要望（継続）

障害のある子どもへのリハビリテーションの充実について
【県事業の推進要望】

［ 要望内容 ］

滋賀県リハビリテーション推進計画（平成２７年度～平成２９年度）に基づき、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の人材育成を進め、目標値である「地域リハビリテーションの中核を担う人材育成数（６０名）」を早急に達成するように努められたい。

特に、滋賀県心身障害児巡回療育相談等事業の巡回支援が後退することなく、充実されるよう、特段の配意をお願いしたい。

［ 現状と課題 ］

発達支援が必要とみられる子どもの増加により、県内の施設では、リハビリテーションを受けることができても、待機期間が長期に及んだり、人的に対応できる施設の不足により、他府県に行って受診せざるを得ないケースや学齢期になるとリハビリテーションが継続されず終了するケースがある。一方、今年度、県の心身障害児巡回療育相談事業の巡回支援回数が減らされている。

［ 事業実施による効果 ］

1　リハビリテーションが必要な子どもとその保護者が、早期に継続して専門的な支援を受けることができ、家庭で適切な介助や遊び等について助言を受けることができる。

2　医療機関に専門職を手厚く配置することにより、市町で実施する障害児通所支援や幼稚園、保育所、学校において指導が受けられる等、特別支援との連携がさらに進み、地域の支援体制の充実を図ることができる。

草津市子ども家庭部発達支援センター

要望先：滋賀県健康医療福祉部　医療福祉推進課

一般要望（新規）

低所得者に対する保険料軽減について【国への要望】

［ 要望内容 ］

平成２９年４月から実施予定である低所得者に対する保険料軽減措置については、消費税率の引き上げの有無にかかわらず確実に実施されるよう国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、現在予定している保険料軽減率については、率の引き上げについて国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

［ 現状と課題 ］

平成２７年度の介護保険制度の改正では、当初の予定では基準額に対する割合のベースにおいて、非課税世帯の段階にあたる第１段階で０．２、第２段階で０．２５、第３段階で０．０５の公費を投入し、低所得者の保険料負担を軽減することとしていたが、消費税の増税が見送られたことにより、第１段階にのみ０．０５の公費投入を行うに留まった。

消費税率の引き上げは見送られたが、年金額の減額等、現状として低所得者を取り巻く経済環境は厳しいものとなっており、福祉のセーフティーネットを利用することなく最低限の生活を維持するためには、平成２９年４月に予定している住民税非課税世帯全体に対する保険料軽減措置の確実な実施と、軽減率の更なる拡大が必要である。

［ 事業実施による効果 ］

低所得段階にある高齢者の負担軽減を行うことにより、高齢者の生活環境の安定と、社会で活躍できる高齢者の絶対数を増加させる効果が期待できる。

草津市健康福祉部介護保険課

要望先：滋賀県健康医療福祉部　医療福祉推進課

一般要望（新規）

特定入所者介護（予防）サービス費の減額制度の見直しについて【国への要望】

［ 要望内容 ］

平成２７年度の介護保険制度改正により変更となった特定入所者介護（予防）サービス費の減額制度の基準について、配偶者の所得(課税)の勘案部分については、新たな負担軽減措置を講ずるよう国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

［ 現状と課題 ］

平成２７年度の介護保険制度改正により、特定入所者介護（予防）サービス費の減額制度の基準において、同世帯ではない配偶者の所得についても勘案することとなった。特に、既に老人福祉施設等に入所して世帯分離している場合、在宅の配偶者に住民税が課税されていると制度の基準外となり、施設への支払いが急増し、夫婦の年金収入のみで預貯金等の蓄えがないため生活が成り立たず、退所を検討せざるを得ない事例が出ている。

夫婦で一定の預貯金等がある場合は、預貯金等を取り崩し、基準額を下回った時点で減額制度の対象となるが、年金の収入しかない配偶者への課税状況は変わらないため、制度の対象とはならない。一方、入所申込の時点では減額制度の対象であり、軽減額を前提に入所していることから、減額制度がなくなることで生活困窮につながっている。

今回の制度改正により夫婦の課税状況を勘案する基準とした結果、生活困窮につながっている高齢者世帯について、安定した介護状況を整えることが必要である。

［ 事業実施による効果 ］

配偶者が課税者ではあるものの、経済的に生活の苦しい高齢者の生活環境を安定させることができる。

草津市健康福祉部介護保険課

要望先：滋賀県健康医療福祉部　医療福祉推進課

一般要望（新規）

要介護４、５における認定有効期間の延長について【国への要望】

［ 要望内容 ］

要介護認定の有効期間は要介護認定では最長２４カ月であるが、要介護度４，５の重度者については次回の認定結果が同じ要介護度ということも多い。

被保険者および介護者の更新手続きの負担や、保険者側の要介護認定申請者の増加に伴う認定手続きの事務負担がかなり大きくなっていることから、更新申請時の認定有効期間を最長３６カ月（３年）まで延長し、認定事務の簡素化を図るべく、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

［ 現状と課題 ］

長寿化の進展に伴い、要介護認定申請は毎年伸びている。

国に送信しているデータ報告集計２００９《３－７．前回二次判定別・二次判定別・認定件数集計（状態区分変化率集計）》の平成２７年度分をみると、前回二次判定が要介護４であった人が同ランクであったのは５４．４％、要介護５になったのは３２．６％、前回二次判定が要介護５であった人が同ランクであったのは８５．５％であり、大多数で介護度の改善が見られない状況である。

また、認定の有効期間中であっても、状況の変化等があれば、区分変更申請をすることができることから、有効期間を最長３６カ月に延長しても被保険者の不利益にはつながらないと考える。

一方、更新申請に際しては、被保険者等は申請手続きや訪問調査への対応をしなければならず、保険者も申請受付や認定調査、認定審査会での審査などの一連の業務が必要であり、かなりの稼動とコスト（１件あたり推計額１８，７２０円）を要している。

［ 事業実施による効果 ］

1　有効期間を延長することにより、被保険者および介護者と、保険者の双方の負担軽減につながる。

2　状態変化のある人には随時、区分変更申請をすることができるため、有効期間を延長することに対してのリスクは低く、効果があると期待でき

草津市健康福祉部介護保険課

強度行動障害者通所特別支援事業の見直しについて
【国への要望、県への要望】

［ 要望内容 ］

強度行動障害者においては、障害特性に応じた専門的支援により予防や改善が可能な障害者もいるが、障害の状態が改善されない障害者も多いことから、状態が変わらない強度行動障害者については、３年（４年）を越えても制度が利用でき、きめ細やかな支援が確保されるよう、専門家チームで個別のケースごとに支援の必要性を判断し、支援が必要な期間については制度が利用できるよう、制度の見直しについて、特段の配意をお願いしたい。

また、生活介護サービス費における加算の新設について、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 現状と課題 ］

1　平成２５年度から、「滋賀県重度障害者地域包括支援事業」の一つとして、実施いただいている「強度行動障害者通所特別支援事業」については、その算定対象者を新規通所から３年未満と定められている。

2　湖南圏域においては、平成２４年度から、既通所者も含めた中で３年間、対象事業所に対し特別加算費の支給を実施してきたが、県において２７年度に制度の見直しが行われ、行動関連項目ごとの点数の合計が１８点以上の者については、新規通所から４年未満とされたことから、本市においても同様の基準を満たす者については、４年目または５年目の支給を行っている。（県制度で対象外になる支給については、市が単独補助を行っている。）

3　対象事業所より、加算が廃止となれば支援員の減につながり、対象者の対応が困難となるとともに他の利用者への対応が十分にできなくなるという声をきいている。

［ 事業実施による効果 ］

1　強度行動障害者が、生活介護事業所で継続してきめ細やかな支援を受けられる。

2　強度行動障害者を受け入れる生活介護事業所の体制強化が図られ、新規利者の受け入れにつながる。

草津市健康福祉部障害福祉課

医療行為のための看護師配置への補助制度の創設について
【国への要望、県への要望】

［ 要望内容 ］

就労形態と保育を必要とする児童の多様化に伴い、保育所等において医療行為を必要とする児童の入所があり、医療行為は迅速かつ適切に常時対応する必要がある。

ついては、加配看護師に対する補助制度の創設について、積極的な取り組みをお願いするとともに、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 現状と課題 ］

≪現状≫　医療行為を必要とする児童が入所している保育所

●平成２８年度　１か所（２人）
　公立　１か所（２人）
　市単独費用により対応
　費用額　４，４７２千円　（人件費）

●平成２７年度　１か所（１人）
　公立　１か所（１人）
　市単独費用により対応
　費用額　１，２５３千円　（人件費）

●平成２６年度　実績なし
　公立保育所１か所において１人の入所希望があったものの、看護師が配置されておらず待機となった。

［ 事業実施による効果 ］

１　保護者の子育てと就労の支援につながる。
２　入所児童の健康状態や発育、発達に伴う適切な把握と対応を図ることができる。

草津市子ども家庭部幼児課

放課後児童クラブ障害児加配補助の充実について
【国への要望、県への要望】

［ 要望内容 ］

放課後児童クラブ等支援事業において、障害児を受け入れる放課後児童クラブに対する障害児受入推進補助制度は、実施する１クラブあたりに一律の定額補助制度となっている。

年々、障害のある児童の入所申込みが増加していることから、県におかれては、配置する指導員数に応じた補助となるよう、積極的な取り組みについて、特段の配意をお願いしたい。

また、同様の補助制度の見直しについて、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 現状と課題 ］

子ども・子育て支援交付金制度の障害児受入推進事業では、１支援の単位あたり、指導員の人件費見合い分として補助基準額で年額１，７４８千円（国補助率１／３、県補助率１／３）の補助制度がある。

しかし、年々重度な障害のある児童の入所申込みが増加しており、児童の安全で安心な保育環境とするためには、障害児に応じた加配指導員の配置が必要不可欠であることから、定額補助である現行制度を加配指導員数に応じた補助制度となるよう充実を図っていただきたい。

≪現状（平成２８年４月１日現在）≫

放課後児童クラブ数	（公設）１５クラブ	（民設）６クラブ
入会児童数	（公設）１，１９３人	（民設）　１０４人
うち障害児数	５０人	
加配指導員数	２９人	

≪課題≫

障害のある児童や支援が必要な児童が増加しており、加配指導員の適正配置の必要が高まっている。

［ 事業実施による効果 ］

障害のある児童にとって、放課後の安心で安全な保育環境の充実が図れる。

草津市子ども家庭部子ども子育て推進室

要望先：滋賀県商工観光労働部　企業誘致推進室

烏丸半島の旧民間活用用地の利活用について【県への要望】

［ 要望内容 ］

烏丸半島の旧民間活用用地は、遊休地となっており、県が有する琵琶湖博物館、または市が有する水生植物公園みずの森への誘客を進めるためにも利活用は重要となっている。

烏丸半島の活性化を図るため、県と市が緊密に連携し、さらには独立行政法人水資源機構と足並みをそろえて、旧民間活用用地の利活用を早期に実現できるよう、特段の配意をお願いしたい。

［ 現状と課題 ］

1　昭和６１年頃、水資源開発公団（独立行政法人水資源機構の前身）において、烏丸半島の利活用が検討され始め、当該公団の土地所有を前提として関係機関（滋賀県、草津市など）と連携して有効活用を図ることとされた。

2　旧民間活用用地への企業進出を促してきたが、バブル崩壊、その後の社会経済情勢の変化もあり、当該進出は実現に至らなかった。

3　独立行政法人水資源機構は、旧民間活用用地を含む烏丸半島の現事務所敷地以外の土地について処分の明確な意向があるが、現時点では、烏丸半島のうち旧民間活用用地を分割して処分する意向がある。

［ 事業実施による効果 ］

1　琵琶湖の恵まれた自然環境の有効活用につながる。

2　琵琶湖博物館や、水生植物公園みずの森等各々の施設の安定的な運営。

3　減少傾向にある半島への来場者について、相乗効果による増加が見込める。

草津市総合政策部企画調整課

要望先：滋賀県土木交通部　交通戦略課

一般要望（新規）

公共交通の利用環境改善に対する補助について
【県への要望】

［ 要望内容 ］

国におかれては、公共交通のサービス水準向上と利用環境改善を図るために、全国交通系ＩＣカードの相互利用が可能なシステム経費や、公共交通利用者および外国人観光客が安心して利用できる公共交通の環境改善に向けたバスロケーションシステム導入等に要する経費にかかる補助制度を創設いただいたところである。

県におかれても、現行の県補助制度を見直し、国と協調した補助金制度を創設していただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

≪バス行先表示≫

≪ピクトグラムによる案内表示≫

＊観光庁「言語バリアフリー施策取組み好事例集」　北海道登別市の取組みより抜粋

［ 現状と課題 ］

草津市の公共交通は、高齢化の進展と相まって、いわゆる交通弱者の増加や生活行動圏の多様化に対応する移動手段を確保するための交通施策の重要性が高まっており、さらなるサービス水準の向上が必要となっている。

また、ＬＣＣ（格安航空会社）の座席供給量の増加などにより、草津市を訪れる外国人観光客数が増加しているが、外国人観光客にとって現在の公共交通機関は利用の仕方がわからない状況にある。

持続可能な交通体系の構築のため、公共交通の利用環境を整備し、誰もが安心して利用できる公共交通機関にする必要がある。

したがって、補助対象経費が極めて限定的である現行の県補助制度を見直していただき、交通系ＩＣカードの相互利用化、多言語案内表示、ピストグラム等を用いたバスの案内情報などの利用環境の改善に向けた補助制度への拡充や、国庫補助金との協調補助制度を検討すべきである。

［ 事業実施による効果 ］

1　滋賀交通ビジョンの基本的課題に掲げる「すべての人にとって使いやすい交通の確保」の実現に結び付く。
2　滋賀交通ビジョンの滋賀の交通政策の方向性に掲げる「公共交通を主体とした「エコ交通」の推進」の実現に結び付く。
3　利便性を高めることで、持続可能な公共交通の利用環境改善に繋がる。
4　バス交通の利便性の向上および活性化が図れていくことで、誰もがいつでも安心して移動できる交通まちづくりを推進し、これからの時代にふさわしい「コンパクト＋ネットワーク」が実現できる。
5　利用環境を改善することにより、自動車からバスへの利用転換が期待できる。

草津市都市計画部交通政策課

一級河川の改修および県有地の適正な維持管理について
【県事業の推進要望】

［ 要望内容 ］

1　一級河川における治水安全度を高め、減災につなげるよう、整備促進を図っていただくよう、特段の配意をお願いしたい。

① 伊佐々川　…　野村八丁目地先より上流の市街地区間の改修
② 駒井川、中ノ井川　…　未整備区間の河川改修
③ 堺川　　…　芦浦地先における未整備区間の改修
④ 伯母川　　…　追分新橋から上流の未整備区間の改修

2　周辺住民の生活環境の向上を図るために、草津川をはじめとした市内の一級河川や草津川廃川敷等の県有地における適時年２回の草刈の実施、および不法投棄防止を含むパトロール強化に取り組んでいただくよう、特段の配意をお願いしたい。

3　十禅寺川の河川敷（写真①）の官民境界を早期に確定し、用途廃止手続きを進めていただくとともに、河川敷が地域の生活環境改善につながる土地利用が実現できるよう、天井川の切り下げ実施について、特段の配意をお願いしたい。

［ 写真 ］

①十禅寺川周辺の状況

［ 位置図 ］

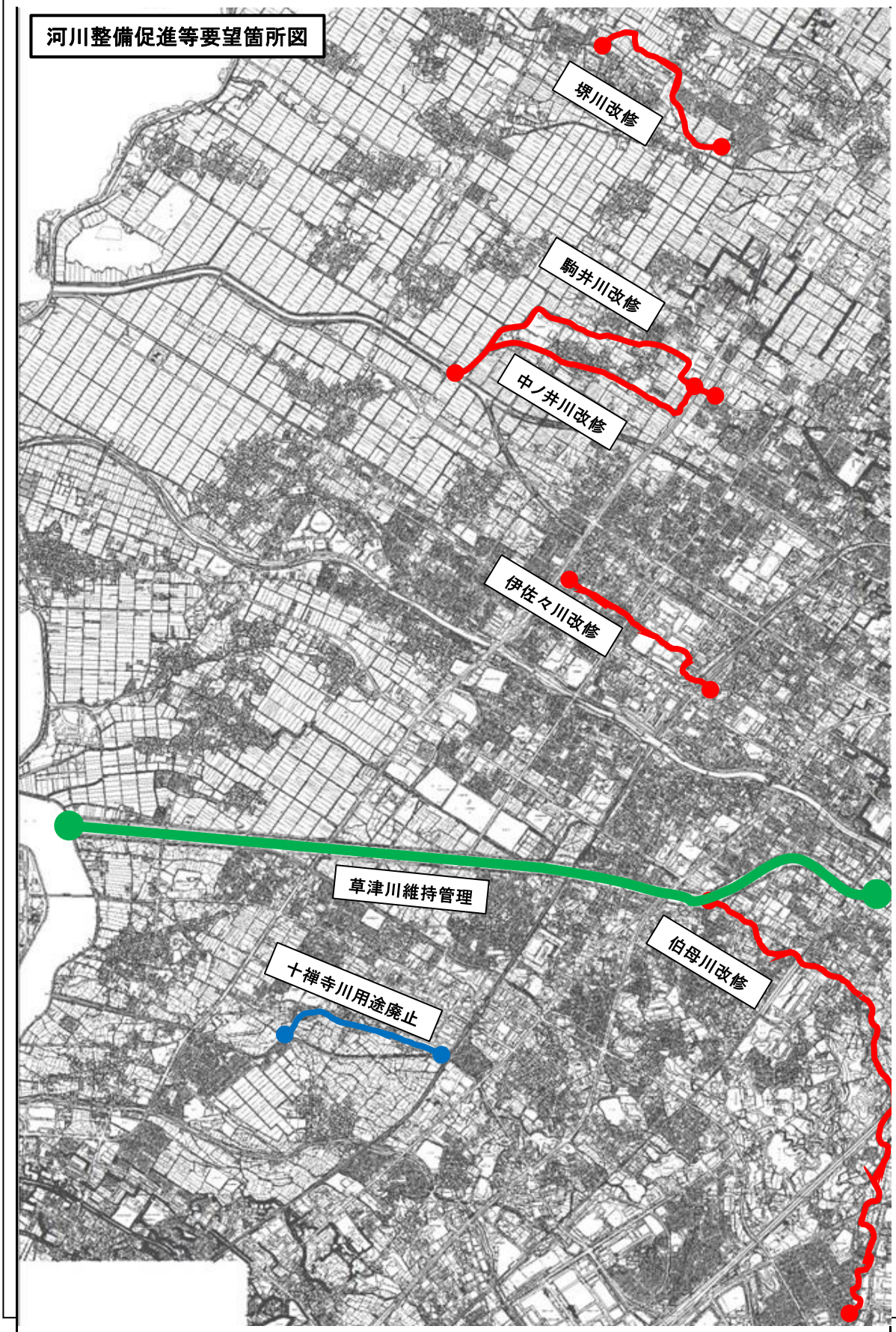
河川整備促進等要望箇所図
堺川改修
駒井川改修
中ノ井川改修
伊佐々川改修
草津川維持管理
伯母川改修
十禅寺川用途廃止

［ 現状と課題 ］

1　伊佐々川・駒井川・中ノ井川・堺川・伯母川の未改修箇所については、治水安全度が低い状況である。これらの河川改修を実施していくことで、住民の安心安全な生活に繋がる。

2　草津川廃川敷地を含む一級河川、特に草津川については堤体が広大で、夏季には雑草や雑木が繁茂して害虫等が発生しているとともに、不法投棄の場所となっているため、沿川農用地の利用者や周辺自治会が河川愛護等により清掃作業に取り組んでいただいているが、限界がある。

3　十禅寺川については、ＪＲ琵琶湖線の下流部分の改修工事が完成したが、工事完成後１０年以上経過しているものの、現河川の廃川処理手続きが進んでいないことから、当地域のまちづくりにとって障害となり、その対策が急務となっている。

［ 事業実施による効果 ］

1　一級河川の改修により被害を未然に防ぐとともに、流域内の抜本的な治水対策が図れ、治水安全度の向上に繋がる。

2　適正な管理により、沿川・沿道住民の良好な生活環境が確保できるとともに、農作物への害虫被害が軽減されるなど、市民が安全で安心できる快適な生活環境の創出に繋がる。

3　廃川敷地の有効利用が図れるとともに、良好な生活環境の確保もできることから、これらを生かした地域のまちづくりに繋がる。

草津市都市計画部都市計画課
草津市建設部河川課

要望先：滋賀県土木交通部　道路課

一般要望（新規）

栗東水口道路・山手幹線および山手幹線から京都へのアクセス計画策定を含めた全体を、国道１号バイパスとして整備することについて【国への要望】

［ 要望内容 ］

国道１号栗東水口道路と滋賀県が実施する都市計画道路山手幹線を含めて、京都市域の幹線道路を接続することにより、京都へのアクセスが飛躍的に向上し、日本の産業経済の発展、大津湖南地域における生活安全性の向上が期待できるため、暫定整備区間も含めた国道１号バイパスの計画策定および整備を、国に対して積極的に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

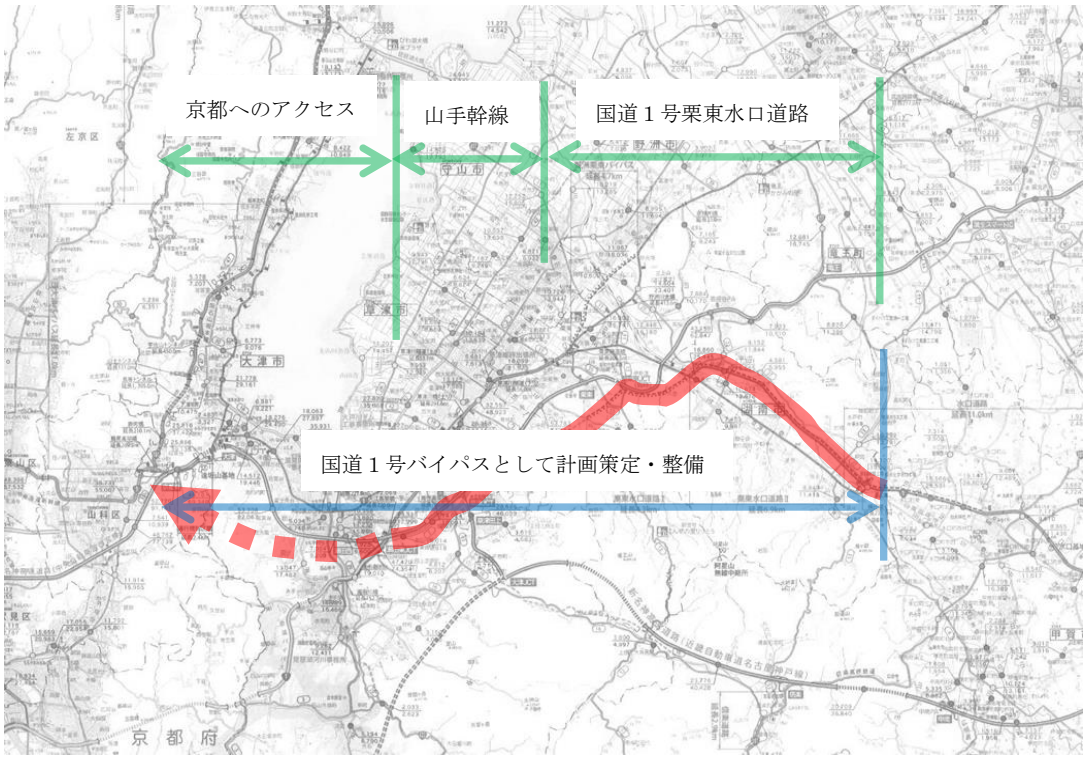

［ 現状と課題 ］

現在、鋭意取り組んでおられる都市計画道路山手幹線や国直轄の栗東水口道路が供用開始された場合、都市計画道路山手幹線から先線に一般国道がないため、草津市域に流入し、片側１車線の国道１号がさらに渋滞することが懸念される。

［ 事業実施による効果 ］

1　国道１号のバイパス機能を発揮することと併せて、新名神高速道路草津田上ＩＣとの接続が円滑化されることにより、広域基幹道路のネットワーク化が飛躍的に向上する。

2　慢性的な大津・湖南地域の交通渋滞の緩和対策に大きく貢献することができるとともに、現国道１号の渋滞解消による経済効果が期待できる。

3　交通渋滞緩和により、温室効果ガス排出削減効果が見込め、低炭素社会の実現に大きく貢献できる。

4　京都へのアクセス性が飛躍的に向上することにより、滋賀県での外国人宿泊者が増加し、インバウンド効果が高まる。また、物流効果も高まるため、工業団地への企業誘致に繋がる。

草津市都市計画部都市計画課

要望先：滋賀県土木交通部　道路課

一般要望（新規）

大江霊仙寺線と県道下笠大路井線の交差点改良について【県事業の推進要望】

［ 要望内容 ］

県道から都市計画道路大江霊仙寺線に流入する車両の交通渋滞が慢性化している。反対側の市道大路野村線についても交通渋滞が慢性化しているため、市では、右折レーンを設けるなど交差点改良を計画していることから、反対側の県道下笠大路井線についても、早期の交差点改良について特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

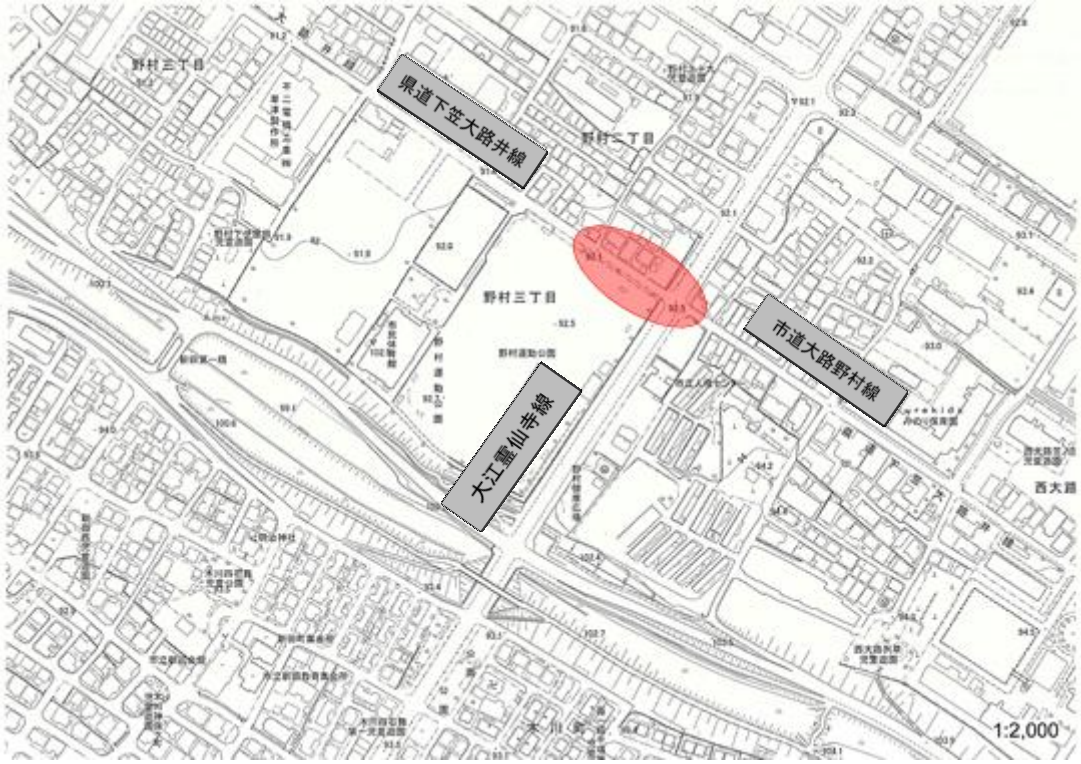

［ 現状と課題 ］

県道下笠大路井線については、大江霊仙寺線へ流入するための、右折車両が多いにもかかわらず、交差点の右折レーンが無く、直進および左折車両が右折車の影響で停滞しており、交通渋滞が発生している。

隣接する野村公園は平成３６年に予定されている第７９回国民体育大会においても活用可能な運動施設となり、本施設へのアクセス道路である県道下笠大路井線を、早期に歩道や右折レーンを整備し、歩行者の安全や渋滞解消を図る必要がある。

［ 事業実施による効果 ］

1　当該整備により、県道や市道の交通渋滞緩和を図ることができる。
2　交通渋滞緩和により、温室効果ガス排出削減効果が見込め、低炭素社会の実現に大きく貢献できる。
3　公園施設への円滑な交通アクセスの確保、歩行者、車両の交通環境の改善、安全性の確保となる。

草津市建設部道路課

要望先：滋賀県土木交通部　道路課

一般要望（継続）

主要地方道大津能登川長浜線若草交差点付近の通学路安全対策について【県事業の推進要望】

［ 要望内容 ］

通学路において通学途中の児童が被害者となる交通事故が多発しており、安全対策が課題となっている。本市では、通学路の安全を確保するために、関係機関と連携して、通学路の安全点検を行い、早急な対応を進めているところである。

ついては、主要地方道大津能登川長浜線において、歩道橋の設置など、通学路の安全対策について、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

信号待ちの児童

大津能登川長浜線の混雑

［ 現状と課題 ］

平成２８年４月１９日に県内の小学校１年生が登校途中に自動車にはねられ意識不明の重体となる事故が発生するなど、県内の交通事故発生状況は大変憂慮する状況にある。このため、県教育委員会事務局保健体育課長から各市町教育委員会教育長あて、幼児・児童・生徒の交通安全について、緊急連絡として、通知されたところである。

若草交差点については、志津南小学校へ登校する約 490 人の児童が横断するが、通学時間帯には狭い歩道に信号待ちの児童が多数滞留することとなり、車道を走行する車や歩道を走る自転車との接触事故の危険性が常に高い状態にある。

また、現在は歩車分離信号であるが、将来、国道１号バイパスとなると、歩車分離信号でなくなる可能性が高く、交通量がさらに増加し、より危険な交差点になると考えられる。

しかしながら、青信号のこれ以上の延長は難しい状況であるため、主要地方道大津能登川長浜線を渡るための歩道橋の設置など、抜本的な通学路安全対策が必要な状況である。

［ 事業実施による効果 ］

1　児童が狭い歩道で信号待ちをする必要がなくなり、通学時における交差点での車や自転車との接触事故の危険性が大幅に低下する。

2　児童の安全だけではなく、一般の通行者の安全確保に加え、付近を通過する車や自転車の安全な通過も同時に確保できる。

草津市教育委員会事務局スポーツ保健課

要望先：滋賀県土木交通部　道路課、都市計画課

一般要望（新規）

主要地方道大津守山近江八幡線（浜街道）の整備について
【県事業の推進要望】

［ 要望内容 ］

平成２５年３月に締結した「草津川跡地の整備に関する覚書」に基づき、平成２６年度から市において、区間２（メロン街道から浜街道）および区間５（ＪＲ琵琶湖線から市道大路１６号線）の整備工事に着手している。

区間２と接続している主要地方道大津守山近江八幡線（浜街道）の箇所について、緊急輸送の道路との結節点として、また、地元要望を踏まえ、老朽化した橋梁の撤去を含む道路改良を進めていただくよう、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

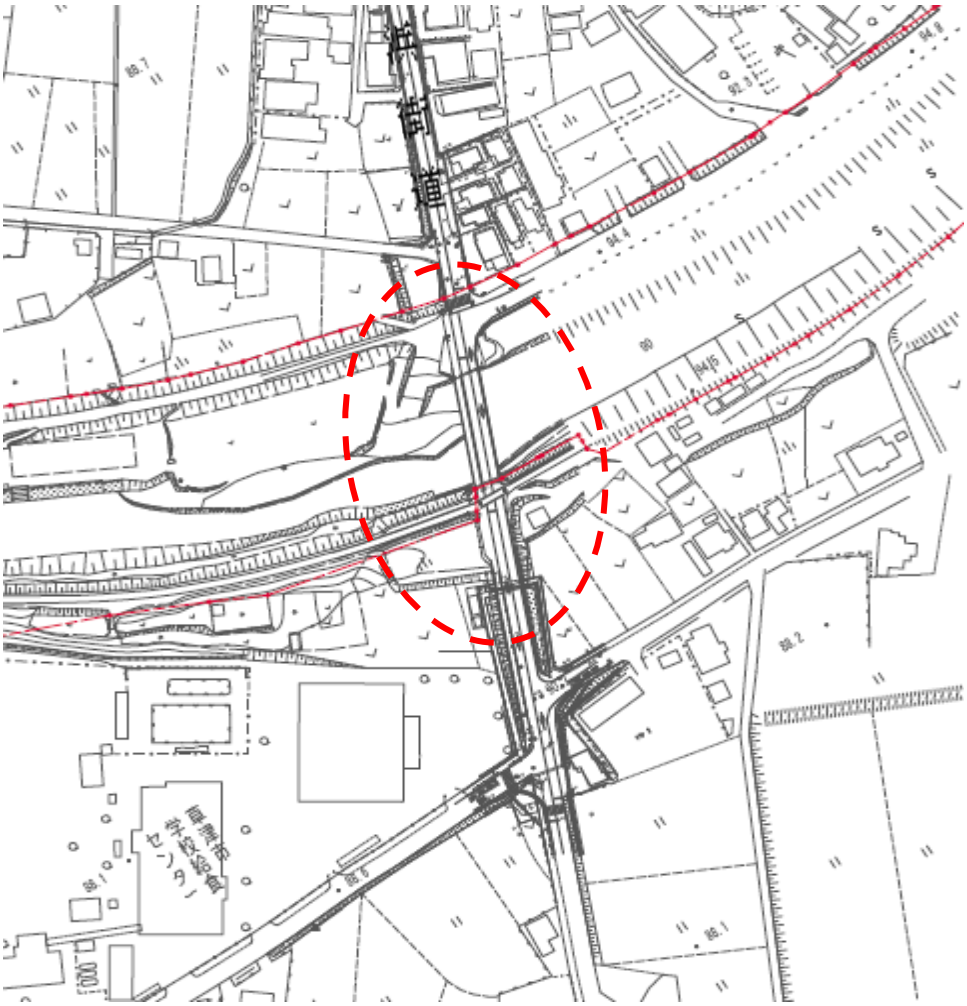

［ 現状と課題 ］

緊急輸送の道路と主要地方道大津守山近江八幡線の結節点として、旧草津川に老朽化している橋梁があることから、これらの撤去等を含めた道路改良が必要である。

［ 事業実施による効果 ］

緊急輸送の道路と主要地方道大津守山近江八幡線の結節点として、安全な通行ができる。

草津市都市計画部草津川跡地整備課

一般要望（新規）

要望先：滋賀県土木交通部
　　都市計画課、流域政策局、道路課

草津川跡地の整備に対する支援について
【国への要望、県への要望】

［ 要望内容 ］

平成２４年１０月に策定した草津川跡地利用基本計画に基づき、現在、区間２と区間５を優先整備区間と定め、平成２９年春の供用開始に向けて整備を進めている。

次期整備計画では、残りの区間３・４・６の整備を進めていくことを計画しており、次期整備計画の事業実施にあたっても、交付金等による財政上の積極的な支援について、国へ働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

また、県におかれては、草津川跡地整備事業に対する財政上の支援および関連県事業への積極的な取り組みについて、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

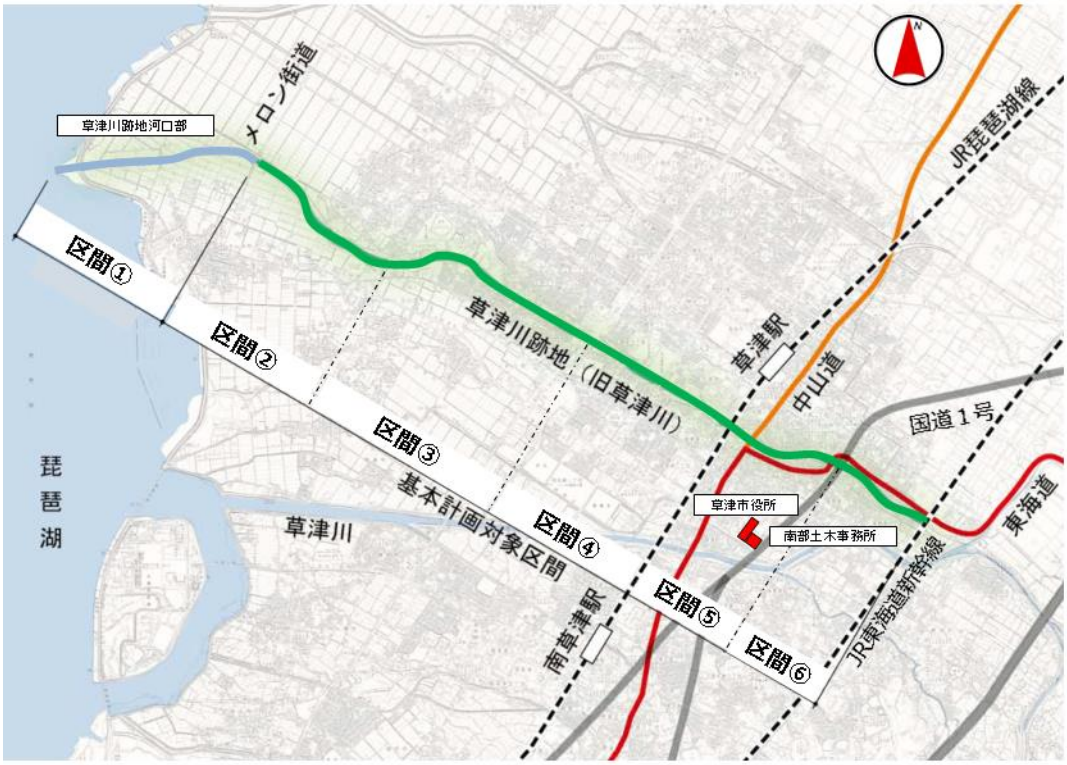

［ 現状と課題 ］

平成２７年度に、区間２と区間５の工事を完了させるために必要な国庫補助金の内示を得たことから、計画どおり平成２９年春の供用開始に向けて、整備を進めることが可能となっている。

また、次期整備計画においても、草津川跡地整備事業には多額の費用が必要となることから、事業実施にあたっては、国の交付金等の積極的な支援が必要である。

加えて、平成２５年３月に交わした県との覚書に基づき、現整備計画に引き続き、滋賀県の財政支援および関連する県事業への積極的な取り組みを進めていただく必要がある。

［ 事業実施による効果 ］

1　貴重な自然環境との調和に配慮しながら緑地空間を創出することにより、県民の生活にうるおいと安らぎを与えることができる。

2　天井川や旧街道など県民に親しみのある歴史的資源を保全・活用することにより、まちの魅力を向上させることができる。

3　琵琶湖湖岸道路から国道１号までを緊急輸送の道路として整備することにより、広域防災機能を補完することができる。

4　新たな集客・魅力拠点を整備することにより、中心市街地活性化とともに、にぎわい空間を創出することができる。

5　本市だけでなく滋賀県の観光・集客施設として認知され、周辺地域の経済効果や県外等からの観光客増加が見込まれる。

草津市都市計画部草津川跡地整備課

要望先：滋賀県土木交通部　都市計画課

一般要望（継続）

都市公園長寿命化修繕事業に対する支援について【国への要望】

［ 要望内容 ］

老朽化が進む市内の都市公園の施設について、公園施設長寿命化計画に基づき、効率的、効果的な改修を実施し、ライフサイクルコストの縮減に努める必要がある。

当事業は社会資本整備総合交付金の交付対象事業であり、国の交付金要望額の確保に向けて、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

［ 位置図 ］

≪市内の都市公園≫

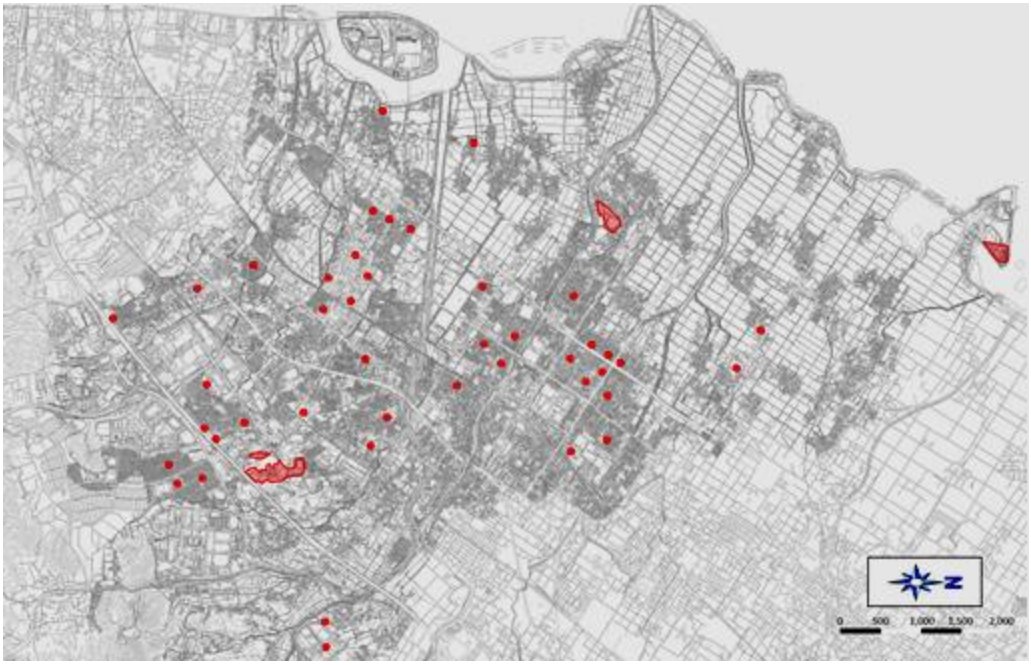

［ 現状と課題 ］

公園内の施設・遊具の経年劣化と安全対策の不備を原因とする事故が全国的に発生していることとあわせて、公園利用者のニーズの多様化への対応が求められている。

市内の都市公園４８箇所のうち半数以上が、設置後２０年を経過しており、効率的な再整備が必要である。

［ 事業実施による効果 ］

都市公園内の施設の大規模修繕や更新を計画的に行うストックマネジメントの取り組みにより、ライフサイクルコストの縮減、保全費等の平準化および施設の長寿命化を図りつつ、安全性の確保と機能の保全を図ることができる。

草津市建設部公園緑地課

牟礼山公園の用地取得および今後の維持管理について
【県への要望】

［ 要望内容 ］

都市公園牟礼山公園については、びわこ文化公園都市将来ビジョンの対象地域内にあることから、滋賀県が管理する文化ゾーンと一体的な活用を行うことで、県民の憩いの場として貴重な施設になる。

都市公園牟礼山公園の地権者からの寄附の申出に対しては、滋賀県が寄附を受け、維持管理していただくよう、特段の配慮をお願いしたい。

［ 位置図 ］

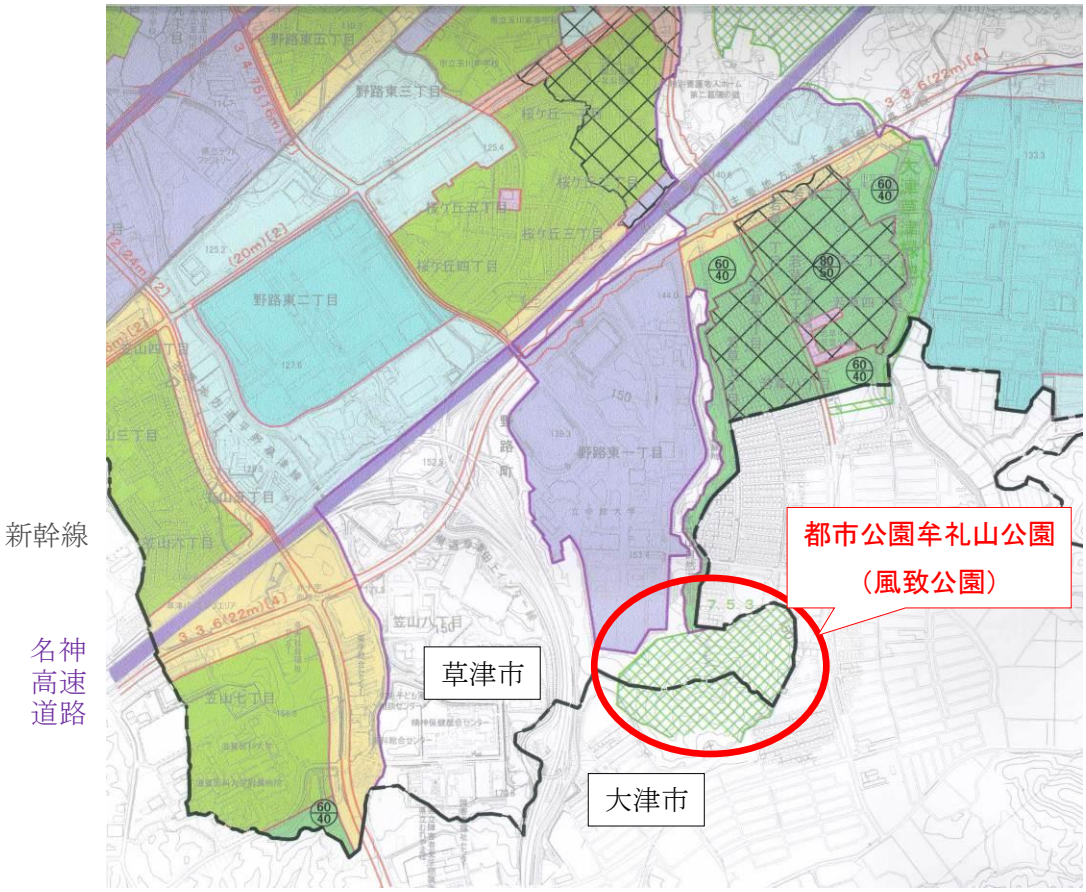

［ 現状と課題 ］

昭和４７年に滋賀県が風致公園として都市計画決定した牟礼山公園について、飛島都市開発㈱から自己の所有地約１５ｈａの寄附の申出があった。

牟礼山公園は、本市と大津市の間に跨っていることから、広域的な維持管理が必要となる。

［ 事業実施による効果 ］

文化ゾーンと合わせて、県民の憩いの場としての魅力充実を図ることができる。

要望先：滋賀県土木交通部　都市計画課

一般要望（新規）

野路公園の整備に対する支援について【国への要望】

［ 要望内容 ］

野路公園整備事業については、人口増加、人口集中が進むＪＲ南草津駅周辺の市街地エリアにおいて公園面積の確保を図るために、草津市緑の基本計画に基づいて実施するものであり、また、都市部における防災拠点の整備にも資する重要な事業である。

事業を円滑に推進し、確実に完了するために、当該事業に係る交付金要望額の確保について国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

［ 計画図 ］

野路公園整備計画

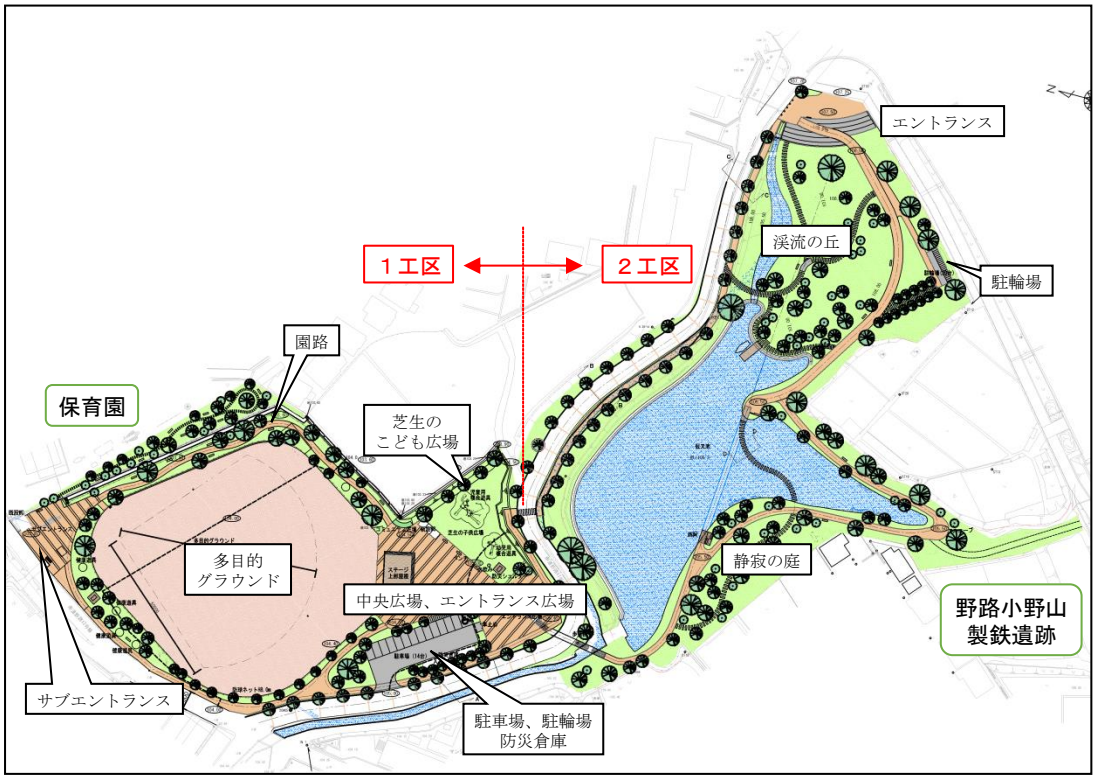

［ 現状と課題 ］

野路公園は、今なお人口増加、人口集中が進んでいるＪＲ南草津駅を中心とする市街地エリアに位置しており、都市部に不足する公園面積を確保するために、草津市緑の基本計画に基づき、約２．４ｈａの都市公園整備を行うものである。

整備予定地は京滋バイパスからのアクセスがよいことから、比較的大きな公園が不足する南草津エリアにおいて高い事業効果が期待されることに加え、人口密集地域における災害時の貴重な避難場所、防災拠点となるものである。

事業期間は、平成２７年度から平成３７年度までを２期に分けて整備する予定であり、平成２７年度から平成３２年度の期間において１工区での事業を実施する。

１工区においては、平成２７年度から用地取得に着手しているが、今後十分な国庫財源の確保ができなければ用地取得に支障が生じ、整備工事着手（平成３１年度を予定）の遅れにつながることが憂慮されるため、円滑な事業推進を図るためには滋賀県の協力が不可欠である。

［ 事業実施による効果 ］

1　コミュニティを醸成する交流拠点となる。
2　地域の安全・安心環境を高める防災拠点となる。
3　都市に必要な緑地・オープンスペースの確保ができる。
4　子どもから大人まで誰もが気軽に憩える空間が創出できる。
5　南草津駅周辺地域の都市の魅力を創造できる。

草津市建設部公園緑地課

一級河川における水位計および河川防災カメラのさらなる設置について【県事業の推進要望】

［ 要望内容 ］

一級河川管理者として、河川の出水状況等の把握を迅速かつ確実に行い、破堤等災害を未然に防ぐことと、草津市が発令する避難勧告等の判断基準となる水位計および河川防災カメラのさらなる設置を早期に進めていただくよう、特段の配意をお願いしたい。

［ イメージ図 ］

［ 現状と課題 ］

近年、突発的に局地的な豪雨が頻発しており、水防活動を行う上では市内を流れる一級河川の洪水の状況をリアルタイムに監視することが重要になる。また、河川状況の把握をすることは、避難勧告等の発令判断するうえで不可欠となっている。

現在、出水状況等を迅速かつ確実に把握出来る箇所は、草津市内の１６本の一級河川のうち、昨年度までに整備していただいた河川防災カメラの設置箇所が１箇所と、草津川に２箇所設置されている水位計のみである。

草津市内を流れる一級河川は流域が小さいことから、降雨時の水位上昇が非常に早い状況であり、かつ市街地部分で天井川となっているため、破堤した場合、被害が特に甚大となることが予想される。

［ 事業実施による効果 ］

1　河川の水位と状況が画像にて確認できることによる監視体制の強化と一級河川パトロールの効率化が図れる。

2　一級河川の水位を迅速に把握することにより、適切なタイミングでの避難勧告の発令判断ができ、避難誘導や水防活動従事職員の配置など水防活動の優先順位を効果的につけることができる。

草津市建設部河川課

要望先：滋賀県教育委員会事務局
学校支援課、教職員課

一般要望（新規）

インクルーシブ教育推進のための人的配置について
【国への要望、県への要望】

［ 要望内容 ］

地域で、障害のある子もない子もともに学習できる環境を整備し、インクルーシブ教育推進のための人的配置について、特段の配慮をお願いしたい。

あわせて、教職員定数に関わることから、国へ働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

市内全域　小学校１４校、中学校６校

［ 現状と課題 ］

1　障害者差別解消法の施行により、障害を理由とする差別等の禁止や合理的配慮が義務化されたことから、教育現場では、今まで以上に、児童生徒一人ひとりの障害の状況や教育的ニーズに応じた対応が求められている。このような社会的な情勢を受けて、地域の学校に通わせて子どもを学ばせたいという保護者のニーズが年々増えている状況にある。

2　草津市では、今年度、学校教育法施行令第２２条の３に規定された特別支援学校に就学させるべき障害の程度(就学基準)に該当する児童生徒のうち、特別支援学級に小中合わせて３７名在籍している。さらに、特別支援学校または特別支援学級相当の児童生徒が通常学級に在籍しているケースも多数ある。

3　上記のような状況に対応するため、今年度、県の「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金(支援員配置事業)の活用を希望し、県の基準を満たす小学校３校に、インクルーシブサポーターの配置が実現した。しかし、基準を満たす３校以外にもインクルーシブサポーターによる支援が必要な児童生徒が在籍していること、また、特別な支援の必要な児童生徒が特別支援学級はもとより通常学級にも数多く在籍していることから、インクルーシブ教育推進のためのサポーター（支援員）が全小中学校に配置されるよう制度の拡充・充実が必要である。

［ 事業実施による効果 ］

1　個別の障害の状況、発達段階に合う支援を充実させることで、障害のある子もない子もともに学ぶ教育環境を広げることができる。

2　突発的な行動に対処するため、付き添いの協力を依頼している保護者の負担を軽減できる。

3　児童生徒ならびに地域・保護者への障害児者理解を進めることができる。

草津市教育委員会事務局学校教育課

要望先：滋賀県教育委員会事務局
学校支援課、教職員課

一般要望（新規）

医療行為のための看護師配置について【国への要望、県への要望】

［ 要望内容 ］

障害者差別解消法が施行され、障害者への合理的配慮が義務となり、インクルーシブ教育システムの構築が求められるなか、医療行為の必要な児童生徒が市内の小中学校に就学する場合において、医療行為を行える看護師の配置について、今年度、国・県より３分の１ずつの補助制度が創設された。

県におかれては、県独自制度による補助額の上乗せや拡大について、特段の配意をお願いしたい。

あわせて、全額補助となる制度の拡充について、国へ強く働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 位置図 ］

市内全域（医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する小中学校）

［ 現状と課題 ］

１　現状

平成２７年１２月２１日、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」中央教育審議会から答申が出され、特別支援教育に関する専門スタッフとして、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校で学ぶことができるよう看護師等の配置を進めていく必要があるとされた。

現在、市内小中学校に２名、酸素ボンベや酸素吸入器を使用し学校生活を送っている児童生徒が在籍する。２人とも特別支援学級に在籍し、酸素ボンベを携帯しながら交流学級で学習を受けることが多い。高機能の酸素ボンベを使用することにより帰宅までにボンベの交換をする必要が減少したため看護師配置は実施していないが、児童生徒の状態によっては看護師配置の検討が必要な状況にある。

２　課題

酸素ボンベの交換に限らず、痰の吸引や導尿等が必要な児童生徒の対応は医療行為にあたる。今後、市内の小中学校に転入学してきた場合や、学校行事等で宿泊を伴う場合、校外に出て学習する場合などで、その行為を保護者に求められないときには、看護師の配置が必要となる。

また、現在、５歳児に１名、４歳児に４名、２歳児に１名、市費で看護師配置をしている幼児がいる。この幼児が、市内の小学校に入学してきた際、痰の吸引や導尿等の医療的ケアが必要となる。

［ 事業実施による効果 ］

1　医療ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送ることができる。

2　担任や全教職員が看護師と連携を図りながら、対象児童生徒の健康状況を確認し、適切な指導を行える。

3　保護者が来校して医療行為を行う負担を軽減できる。

草津市教育委員会事務局学校教育課

要望先：滋賀県教育委員会事務局
幼小中教育課、教職員課

一般要望（継続）

司書教諭の専任配置について【国への要望、県への要望】

［ 要望内容 ］

学校図書館教育の読書センター機能の充実と学習・情報センター機能の向上を図るため、司書教諭業務に専念できる人的配置について、特段の配意をお願いしたい。

併せて、制度の確立について国へ働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 現状と課題 ］

1　平成２７年４月１日から施行された改正学校図書館法により学校司書の法制化が図られた。本市では市内全小中学校に民間委託による学校司書の配置を行っているが、司書教諭が通常学級の担任等、他の業務を兼務しているため、学校司書と学校図書館運営や学習活動支援等について話し合う時間の調整が難しいことに課題がある。

2　本市の中学校で学校図書館を毎日開館するには、司書教諭や図書館担当教員が休み時間に交代で貸出業務等に従事しなければならない。しかしながら、司書教諭の授業持ち時間数に軽減はなく、他の業務との兼務による負担が大きいことに課題がある。

3　今後、主体的・協働的な学びの推進にあたり、司書教諭が学校司書と連携して学校図書館で授業支援を行う頻度は増加してくると予想される。学校図書館がこれまでの読書センターとしての機能を充実させることに加え、学習・情報センター機能を向上させるためには司書教諭の専任化は必要であり、教職員定数において措置いただきたい。特に中学校では、高等学校と同じように常駐する職員がいる環境の実現をお願いしたい。

［ 事業実施による効果 ］

1　市内全小中学校で学校図書館の毎日開館ができる。

2　児童生徒に対して学習活動に関する資料や情報をより詳しく案内することができる。

3　授業の中で学校図書館の利用が促進され、主体的・協働的な学びが定着し、児童生徒の学ぶ力が高まる。

4　司書教諭が中心になって学校図書館運営に携わるスタッフが組織化され、効果的に教育課程の展開に寄与することができる。

5　公立図書館との連携がこれまで以上に活性化され、より質の高い読書指導ができるとともに、児童生徒が生涯にわたって本に親しむ態度を育成することができる。

草津市教育委員会事務局学校政策推進課

要望先：滋賀県教育委員会事務局　教職員課

一般要望（新規）

養護教諭の人的配置の拡充について【県への要望】

［ 要望内容 ］

多忙を極める養護教諭の業務の緩和や、出張等による養護教諭不在時の児童生徒への緊急時の対応等のため、市全域を担当する養護教諭を市教育委員会に配置することについて、特段の配意をお願いしたい。

［ 現状と課題 ］

養護教諭は、日々の救急処置や保健指導、健康診断の管理、学校環境衛生調査などに加え、保健室相談にも対応しており、業務が多忙を極めている。

こうした中、日々の業務以外に、校外学習、修学旅行への引率や研修等の出張で学校を不在にすることが多く、養護教諭不在の際に起こる怪我、疾病、事故等に対して、専門的知識に基づく判断ができない教職員が対応している状況であり、適切かつ迅速な対応ができる体制を整える必要がある。

［ 事業実施による効果 ］

養護教諭を市教育委員会に配置することにより、以下の課題解決を図ることができる。

1　出張等により学校配置の養護教諭が不在となる際に、急な怪我、疾病、事故等にも適切かつ迅速な対応が可能になる。

2　社会環境の変化とともに児童生徒の心身の健康課題が多様化、複雑化しており、それに伴い養護教諭の業務も複雑化し、多忙を極めているが、学校配置の養護教諭をサポートすることで、こういった状況が緩和できる。また、児童生徒一人ひとりに対して、よりきめ細かな対応が可能になる。

3　市内の養護教諭を統括する役割を担う養護教諭を配置することにより、研修のコーディネートや、活発な意見交換等を主導し、養護教諭の資質や能力をさらに高めることが可能となり、より安心かつ安全な学校体制を整えることができる。

草津市教育委員会事務局スポーツ保健課

埋蔵文化財センター建設に係る国庫補助事業制度の復活について【国への要望】

［ 要望内容 ］

国民共有の貴重な財産である埋蔵文化財の公開および整理・収蔵等に必要な施設の新設に向けて、平成１６年４月に廃止された埋蔵文化財センター建設国庫補助事業制度の復活について、国に強く働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 現状と課題 ］

本市では昭和５３年に市単独の発掘調査を開始して以降、現在に至るまで、遺物の出土数量は、木器を含めコンテナに換算して約５，８００箱を数える。

これらは複数のプレハブ構造の暫定施設に分散保管している状況にあることから、防災および防犯上不安な面がある。

さらに施設の収蔵スペースが飽和状態で、新たな収蔵スペースの確保に苦慮している状況にある。

また、当施設は、展示機能を有していないため、出土文化財の公開等、発掘調査成果の市民等への還元が常時行えない状況にある。

ついては、市の歴史を物語る貴重な歴史遺産を適正に管理し、次代に引き継ぐため、収蔵・整理、研究・展示・学習機能を併せ持つ埋蔵文化財センターを建設する必要がある。

［ 事業実施による効果 ］

埋蔵文化財センターを建設することにより以下の効果を得ることができる。

1　過去４０年以上にわたる埋蔵文化財発掘調査で出土した文化財の適正な収蔵・整理、研究・展示が促進される。

2　調査成果の恒常的な公開、提供等が可能となり、生涯学習および学校教育での活用が図られ、さらに地域文化の醸成につなげることができる。

3　適正な管理が可能となることで、文化財を観光資源ならびに街づくりの資源として提供・活用することができる。

草津市教育委員会事務局文化財保護課

要望先：滋賀県教育委員会事務局　文化財保護課

一般要望（新規）

登録有形文化財建造物保存修理の国補助制度の拡充について
【国への要望、県への要望】

［ 要望内容 ］

登録有形文化財建造物の保存と活用を図るための国の補助制度について、保存修理工事費が補助対象となるよう国へ働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

また、県におかれても当該補助制度を創設いただきたく、特段の配意をお願いしたい。

［ 現状と課題 ］

本市にある登録有形文化財建造物について、所有者の経済的な事情により保存修理工事ができないものがあり、こうした状態が続くと毀損等が進む恐れがある。

登録有形文化財建造物を保存継承し、地域の歴史文化資源として有効的な活用を図るためにも、保存修理工事費に対する所有者負担の軽減を図る必要がある。

［ 事業実施による効果 ］

補助制度が保存修理工事費まで拡充されることにより、所有者の負担軽減を図ることができ、登録有形文化財建造物の適切な保存ならびに地域の歴史文化資源として一層の活用を図ることができる。

草津市教育委員会事務局文化財保護課